

保護者様

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準が「解熱した後2日を経過するまで」から、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となりました。

インフルエンザに感染した生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

【インフルエンザの出席停止の期間の考え方】

- ・発症した後5日は発症日を0日とし、翌日を1日目とする。
- ・解熱した後2日は解熱日を0日とし、翌日を1日目とする。

## 治癒報告書

長野県松本深志高等学校長様

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_組\_\_\_\_\_番

生徒氏名 \_\_\_\_\_

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾患名	インフルエンザ
発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日）	年月日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	年月日
医師より療養が必要とされた期間	年月日まで

年月日

保護者氏名 \_\_\_\_\_